

関係者 各位

ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施することが決定され、1 月 10 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 号）等が 1 月 23 日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和 7 年 1 月 16 日財関第 31 号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和 7 年 1 月 16 日財関第 31 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R07z0031.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第 3 部門）

電話：045-212-6153